

環境教育等促進法に期待すること

法律の活用と今後の展望について、大正大学人間学部人間環境学科准教授の高橋正弘さんにお伺いしました。

環境教育によって環境についての学習者の知識や理解が深まり、環境保全活動への参加意欲が高まり、結果として環境保全が進展する、というのが望ましい流れであり、そのような方向性を確実に目指すには環境教育の制度化が大きな力を持つ。かつて公害問題を抱えた日本では、公害教育が1971年に制度化されたことにより、今日の子どもであっても学校教育で「公害」について学ぶ機会が担保されており、実際に「水俣病」や「四大公害」という言葉も中学生レベルで全員が理解をしている。集団が持つべき知識がある、ということ的前提にすれば、制度化した環境教育によって知識の獲得を確実にするという仕組みを導入することは、非常に大切な手続きと考えられる。

環境教育等促進法の前身である2003年の環境教育推進法と、今回の改定によって環境教育の推進がどのように修正されたかという視点からの検討を通じて、環境教育等促進法の不十分な点や批判可能な読み方などを試みてきた(高橋2011)。そのことを踏まえて、国内外の環境教育のさまざまな制度化の場面を分析・検討の対象としてきたこれまでの経験も加えて、環境教育等促進法の可能性について、以下の2点について私見を述べていきたい。

拡大された目的の中の協働取組

作成され法律を読む際、重要なのは法律の目的である。政策過程で目的がどのように議論され変遷していったかといった決定までの動きをみることも当然重要であるが、完成した法律によって、いったい何がなされようとしているのか、ということを考えることは、法律が目指すことを理解する上で欠かせない。環境教育等促進法は比較的理解しにくい法律ではあるが、目的に注目して、新法(環境教育等促進法)の目的と、2003年の旧法(環境教育推進法)の目的を比較してみると、新法の目的は旧法の目的を拡大させたものとなっていて、具体的には「協働取組」を取り入れている点に注目することができる。この目的の拡大を可視化すると、図の通りとなる。

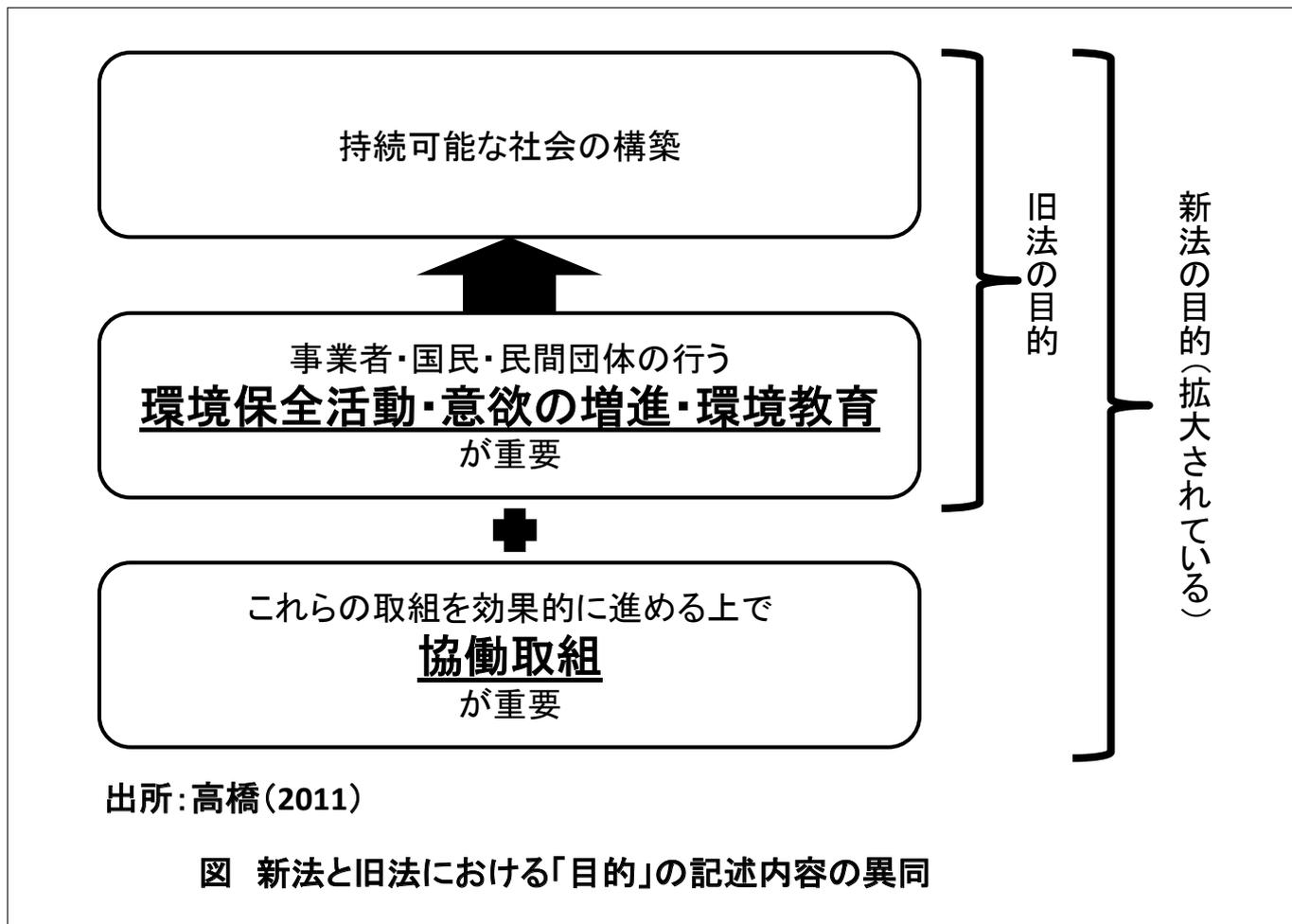
つまり新法で最も期待される点のひとつは、目的に新たに書き加えられたこの「協働取組」である。並行して第二条4「この法律において『協働取組』とは、国民、民間団

体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組をいう」という本文を素直に読めば、環境教育に関与するさまざまなステークホルダーは対等の立場で相互協力していくことが求められている。ということは、適切な資金メカニズムさえ環境教育事業に組み入れることができれば、国・自治体・実践者との間で、環境教育の世界における「パートナーシップ」が構築されることも期待できる。それを協働取組の具体像だとすると、目的を拡大させた新法は大きな意味を持つてくる。これまでの環境教育の推進の在り方に大きな転換をもたらすものだからである。協働というキーワードを加えた新法によって、これまでの環境教育事業とは異なる形の、新たな環境教育事業の誕生をめざし、それを推奨するということになり、今後より大枠で大掛かりな、大衆志向かつ未来志向の環境教育が促進されることが期待される、ということになる。

誰がどんな環境教育を促進するのか

ところで推進する環境教育の内容はどのようなものになるのだろうか。このことを考える際、陥りやすい議論としては以下のようなものが想定できる。

教育者がいて学習者がいて、その間で何らかの知識や情報が移転される、という伝統的な教育観を前提とすれば、実際に行われる環境教育の内容には、教育者が持つ何らかの環境上のスタンス・価値観・考え方が教育指導に反映されることになる。ところが教育者は人間であるから、どのような価値観を持つかは人によって異なるから、実践される環境教育は指導を行う教育者側の人間(もしくは組織)がどのような価値観を持つかによって、その伝達される内容とその価値の置き方には違いが生じてくる。しかしそれでは国の決める環境政策に、一律に国民の協力や参加を求めることはしにくくなるから、環境教育は国の定めた環境政策を支持するような内容で統一すべき、という考え方が生じる。そして教育者の価値観などが反映される余地のない環境教育の指導内容を国が定める、という方向性が出され、現在の学校教育の根幹の一つである「学習指導要領」的なものが必要となる。つまり促進されるべき環境教育の



内容は、国のお墨付きが与えられたものが良い、ということになる。

この議論の展開例は極端であるが、このような環境教育の実践の考え方をまさしく排除したのが「環境教育等促進法」である。この新法は上で述べたとおり、環境教育やESDを直接推進するのではなく、それらを促進するための協働取組を推進していくという、ワンクッションを間に挟んだ考え方を基本にしている。このことの意味は、環境教育やESDは国内の何らかの統一プログラムを作ってそれに沿って進められるのではなくて、反対に多様で雑多なプログラムがさまざまな関係者によってたくさんつくられ、それらがさまざまな場で実践され、さまざまな人がそれらのプログラムに参加・アクセスしやすい状況をつくるのが環境教育の推進にとって重要である、という認識が定着したということである。環境意識の啓発にとっては、そのようなひとつひとつの活動を大切にしていくことが効果的である、との判断は新法の基盤になっていると考えられる。

環境教育やESD活動を法律や政治や行政が指導し主導するというモチーフは新法の中には全く見られず、国民や民間団体のアイデアやこれまでの成果を利用・活用して、活動自体の拡大を図っていかうとしている。「協働取組」は、

そのための制度的な担保である。さまざまな関係者間に対等な関係での橋梁関係が構築されることで、環境教育は大きな前進を遂げ、持続可能な社会の構築に近付くことが可能となる。そんな風に新法の協働取組が理解され、現実的な活用がなされることが期待される。

高橋正弘 (2011) 環境保全活動・環境教育推進法の改正に関する一考察、大正大学研究紀要、第97号、186-192

執筆者のプロフィール

高橋 正弘 (たかはし まさひろ)

大正大学人間学部人間環境学科准教授。専門は環境教育。埼玉大学教育学部卒業、埼玉大学大学院教育学研究科修士課程修了、名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程単位取得満期退学。博士(環境学)。財団法人地球環境戦略研究機関研究員を経て、2009年から現職。編著に『現代環境教育入門』(筑波書房)など。